

議案第 56 号

さぬき市生活支援ハウス条例の廃止について

さぬき市生活支援ハウス条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市生活支援ハウス条例を廃止する条例

さぬき市生活支援ハウス条例（平成14年さぬき市条例第118号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 57 号

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例の廃止について

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例を廃止する条例

さぬき市高齢者福祉開発推進センター条例（平成１４年さぬき市条例第１１９号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 8 号

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年さぬき市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項、別表第1の7の項、別表第2の17の項及び別表第3の4の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第5号中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改め、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」を削る。

第36条の3の3第1項第2号中「指名」を「氏名」に改める。

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第56条の改正規定 令和7年4月1日

（2）第36条の3の3第1項第2号の改正規定 公布の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項（第5号中所得税法第78条第2項第4号に係る部分に限る。）の適用については、新条例第34条の7第1項第5号中「第4号に掲げる寄附金」とあるのは、「第4号に掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

議案第 6 0 号

さぬき市国民健康保険条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

さぬき市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険条例（平成14年さぬき市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 6 1 号

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議の上、別紙のとおり香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

香川県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

香川県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月15日香川県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1第2項及び第3項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案第 6 2 号

工事請負契約の締結について（令和 6 ～ 7 年度志度音楽ホール
天井耐震等改修工事（電気））

令和 6 ～ 7 年度志度音楽ホール天井耐震等改修工事（電気）について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 4 年さぬき市条例第 4 9 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 5 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 6 ～ 7 年度志度音楽ホール天井耐震等改修工事（電気） |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 一金 3 4 4, 3 0 0, 0 0 0 円
うち消費税及び地方消費税額 3 1, 3 0 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 香川県高松市西宝町 1 丁目 8 番 2 4 号
株式会社四電工香川支店
上席執行役員支店長 秋 月 伸 夫 |